

関連法律条文

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日法律第101号）

（近郊緑地保全区域の指定）

第三条 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、広域的かつ長期的な見地から行なうようにしなければならない。
- 3 国土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴くとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 4 保全区域の指定は、国土交通大臣が官報に告示することによって、その効力を生ずる。
- 5 前二項の規定は、保全区域の変更について準用する。

（近郊緑地保全計画）

第四条 国土交通大臣は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画（以下「近郊緑地保全計画」という。）を決定しなければならない。

- 2 近郊緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項
 - 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - 三 近郊緑地特別保全地区（保全区域内の特別緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。）の指定の基準に関する事項
 - 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項
- 3 近郊緑地保全計画は、環境大臣と協議し、かつ、首都圏整備法の定める手続によって、近郊整備地帯の整備に関する事項についての同法第二条第二項の整備計画として決定するものとする。

首都圏整備法（昭和31年4月26日法律第83号）

（定義）

第二条

- 2 この法律で「首都圏整備計画」とは、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な首都圏の整備に関する計画をいう。

（首都圏整備計画の決定）

第二十二条 首都圏整備計画は、国土交通大臣が関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いて決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

（首都圏整備計画の変更）

第二十三条 国土交通大臣は、その決定した首都圏整備計画が情勢の推移により適当でなくなったとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いてこれを変更することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。